

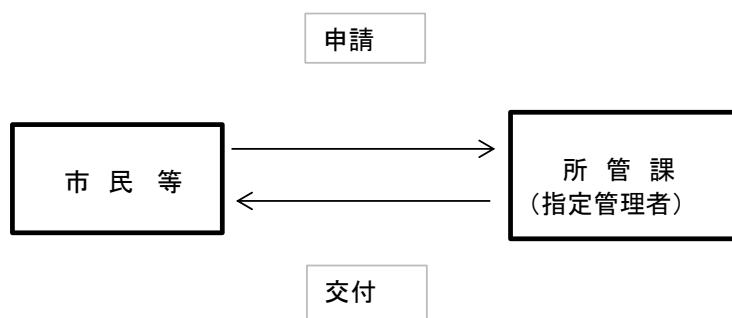
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 15

処 分 名	特別利用許可(熟覧・模写・電子複写・写真撮影・貸出し)	
処 分 の 概 要	申請に基づき利用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市坂の上の雲ミュージアム条例(平成18年条例第31号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	坂の上の雲ミュージアム事務所	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標準処理期間		計 未設定
判断基準	<p>松山市坂の上の雲ミュージアム条例第7条、第8条の各項に該当しないものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市坂の上の雲ミュージアム条例 第3条 ミュージアムが収集し、保管し、又は展示する資料(以下「ミュージアム資料」という。)の熟覧、複写、撮影若しくは模写をし、又は貸出し(以下「特別利用」という。)を受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用又は会議室の利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) ミュージアム(ミュージアム資料、附属設備、備品等を含む。第15条第2号及び第16条において同じ。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がミュージアムの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用又は会議室の利用の許可を取り消し、又は利用を中止し、若しくは制限することができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 利用許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。 (4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。 2 前項の処分により特別利用又は会議室の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。